

香川県報



第 12 号

平成 16 年

2月13日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

- 保安林の指定予定の通知（二件） （みどり整備課） 一
- 昭和四十年香川県告示第二百六十五号（香川県立病院の使用料及び手数料）の一部改正 （県立病院・施設経営課） 二

○道路の区域変更（四件） （道路保全課） 二

○道路の供用開始 （ ” ” ） 二

○都市計画事業の事業計画の変更の認可 （下水道課） 四

○道路の位置指定（三件） （建築課） 四

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請 （県民参画課） 五

○一般競争入札の実施 （総務学事課） 五

○土地改良事業の認可 （土地改良課） 六

○県営土地改良事業計画の決定（六件） （ ” ” ） 七

監査委員公表

○監査結果の公表

告 示

●香川県告示第七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十六年二月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定に係る保安林の所在場所

さぬき市大川町南川字猪手尾一八九八の六、字大楸一八一九の二、一八四一の一、一八四一の三、一八四二、一八四五の二、一八五〇の一、一八五三の一、一八五四、一八六四の一、一八六五、一八六六、一八七五の一、一八七九の一、一八八一の一、一八八一の八、一八八二、字奥福家八六二の一、八六二の三、八六四の一から八六四の四まで、字唐谷一七〇九の二、字国ヶ平一七四五、一七四六の一、一七四八、一七四五の一、一七六三、一七六四、一七六八の一、一七七六の一、一八〇七から一八〇九まで、字江当一五八七の一、一五八九の二から一五八九の五まで、一六二〇の一、一六二一、一六二二の八、字長尾一六四四の一、一六四八、字西割谷一八九二、字横峰一七三六の一、一七三七の一

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定実施要件

（一）立木の伐採の方法

（1）主伐は、択伐による。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

二 指定に係る保安林の所在場所

東かがわ市東山字友村一四〇の一、一四〇の四、小海字川北一〇五四、一〇五五、一〇六一、一〇六三、一〇六五、一〇八三の一、一一一八の一、一一二一の一、一一四六の一、一一四七、一一四八の一、一一四九の二、一一五三、一一五四、さぬき市大川町富田東字大条四五〇の一、四五二の一、三豊郡豊中町大字比地大字黒岩三五七八、三五八六、三五八七、豊浜町大字箕浦字山分乙未八一の四二・乙未八一の五八・乙未八一の二四七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、小豆郡池田町大字池田字瀧ノ下五〇八〇の四、五〇八〇の六

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定実施要件

（一）立木の伐採の方法

香川県知事 真 鍋 武 紀

第五条第二項中「場合」の下に「及び外来化学療法を受ける場合」を加える。
別表第一 一 使用料 2 非紹介患者初診加算料の表香川県立丸亀病院の項を削る。

●香川県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年二月十三日から同年三月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路 線 名 四百三十六号
- 三 道路の区域

区 間	変 更		備 考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)	
小豆郡内海町福田字田ノ切乙二六 番一地内	前	九・六 一三・四	一一三三
	後	八・〇 九・五	一一二二
		承認工事に 係る仮設道 区間の供用 廃止	

●香川県告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年二月十三日から同年三月五日まで一般の縦覧に供する。

- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり整備課並びにさぬき市産業経済部農林水産課、東かがわ市事業部経済課、池田町産業振興課、豊中町経済課及び豊浜町経済課に備え置いて縦覧に供する。)

●香川県告示第七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする旨農林水産大臣から通知があった。

平成十六年二月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定に係る保安林の所在場所
丸亀市本島町生ノ浜字浦内二九四、三九四の一、三九七、五〇九から五一六まで
 - 二 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり整備課及び丸亀市建設経済部産業課に備え置いて縦覧に供する。)
- 昭和四十年香川県告示第二百六十五号（香川県立病院の使用料及び手数料）の一部を次のように改正し、平成十六年二月十三日から施行する。
- 平成十六年二月十三日

平成十六年二月十三日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 三木寒川線（二百七十九号）
- 三 道路の区域

区 間	さぬき市長尾名一六四七番一地先から		変更前後別 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	前	後	一一・三 一四・二		
区 間	さぬき市長尾名一六五一番四地先まで		変更前後別 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	前	後	一三・五 二〇・二		

●香川県告示第八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年二月十三日から同年三月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 観音寺池田線（五号）
- 三 道路の区域

区 間	三豊郡財田町財田上字森二〇六九番七地先から		変更前後別 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	前	後	八・九 二七・九		

三豊郡財田町財田上字久保の下一九三九番一地先まで

後	一一・四 三〇・八	一三二
---	--------------	-----

●香川県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年二月十三日から同年三月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 善通寺大野原線（二十四号）
- 三 道路の区域

区 間	三豊郡高瀬町大字下麻字前側二三八二番一地先から		変更前後別 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	前	後	九・七 二一・二		
区 間	三豊郡高瀬町大字下麻字東河内一七八番二地先まで		変更前後別 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	前	後	一一・八 二六・二		

●香川県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年二月十三日から同年三月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路線名 高松長尾大内線(十号)
- 三 道路の区域

香川県知事 真 鍋 武 紀

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市大川町富田中二九五一番五地先から	〇・〇	七七〇	昭和五十七年香川県告示第四百十
さぬき市大川町富田中三二九一番二地先まで	二四・五		五号で変更した区域の
さぬき市大川町富田中三三二一番七地先から	〇・〇	七四	一部及び平成十五年香
さぬき市大川町富田中三四一九番二地先まで	三・〇		川県告示第
さぬき市大川町富田中三四四二番一地先から	一一・〇		三百三十一
さぬき市大川町富田中三四七七番地先まで	四二・〇	二八〇	号で変更した区域

四 供用開始の期日 平成十六年二月十三日

●香川県告示第八十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十年香川県告示第五百二十五号に係る都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年二月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 施行者の名称 観音寺市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 観音寺都市計画下水道事業 観音寺公共下水道
- 三 事業施行期間

昭和四十七年十月二十四日から平成二十三年三月三十一日まで
四 事業地

- 1 収用の部分 平成十年香川県告示第五百二十五号の事業地から、観音寺市有明町、八幡町一丁目、八幡町二丁目及び八幡町三丁目を削る。
- 2 使用の部分 変更なし

●香川県告示第八十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年二月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 坂土指道 第九号
- 二 指定年月日 平成十六年二月三日
- 三 指定道路の位置 綾歌郡国分寺町柏原字波指二五五―二及び二五九―一
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 五・〇〇メートル
延長 一三・〇四メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第八十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年二月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 善土指道 第十九号
- 二 指定年月日 平成十六年一月三十日
- 三 指定道路の位置 仲多度郡多度津町北鴨二丁目九六一―一
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・五二メートル
延長 七六・四五メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年二月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定番号 善土指道 第二十号

二 指定年月日 平成十六年二月三日

三 指定道路の位置 仲多度郡多度津町大字庄字中条三一〇、三二一―一及び三二一―三

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル

延長 三八・四三メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。
なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十六年四月三日まで縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十六年二月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人キャンパスネット

板倉 宏昭

高松市扇町二丁目八番三三二号オーレックスビル二F

三 定款に記載された目的

この法人は、学生と地域住民に対して、社会教育と情報化社会推進に関する事業を行

い、地域情報ネットワーク構築と発展に寄与することを目的とする。

●香川県公告第七十七号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号）第百六十六条の規定により公告する。

平成十六年二月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

次に掲げる物件の売払い

1 所在地 木田郡三木町大字池戸字高尾一九一九番一（工作物等を含む。）

地目 雑種地

実測面積 二、一〇〇・四八平方メートル

最低売却価格 二、五二〇万円

2 所在地 木田郡三木町大字池戸字鴨内一七八九番五（工作物等を含む。）

地目 雑種地

実測面積 一、四六五・七五平方メートル

最低売却価格 二、六八〇万円

3 所在地 坂出市元町一丁目三七七八番二（建物及び工作物等を含む。）

住居表示 坂出市元町一丁目八番二三号

地目 宅地

実測面積 七三〇・六一平方メートル

その他

建物 鉄筋コンクリート造陸屋根三階建

延床面積 六六三・五一平方メートル（登記簿面積）

最低売却価格 五、〇三四万円

二 入札に参加することができない者

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当する者

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の三第一項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員である者

三 入札説明会

一の1から3までについて、本件入札に係る物件の概要及び入札心得等の説明を次のとおり行う。

日時 平成十六年三月三日(水) 午後二時から午後三時まで

場所 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁本館一二階第三会議室

四 現地説明会

各物件の所在地(現地)において、物件内容等の説明を次のとおり行う。

一の1 平成十六年三月四日(木) 午前十時から午前十一時三十分まで

一の2 平成十六年三月四日(木) 午前十一時から午前十二時三十分まで

一の3 平成十六年三月四日(木) 午後二時三十分から午後三時三十分まで

五 入札及び開札等

1 入札及び開札の日時及び場所

一日時 一の1 平成十六年三月十日(水) 午前九時五十分(受付は、午前八時五十分から午前九時二十分まで)

一の2 平成十六年三月十日(水) 午前十一時四十分(受付は、午前十時四十分から午前十一時十分まで)

一の3 平成十六年三月十日(水) 午後二時三十分(受付は、午後一時三十分から午後二時十分まで)

二 場所 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁本館一二階第三会議室

2 入札書の提出方法 持参により提出するものとし、郵便等による送付又は電送によるものは認めない。

六 入札保証金

入札者は、入札金額の百分の五以上を入札保証金として入札前に納付しなければなら

ない。

七 入札の無効

入札参加資格を有しない者の入札及び県有地売払いの一般競争入札説明書等において

示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札をした者が落札者で

ある場合には落札決定を取り消す。

八 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

九 落札の無効

落札者は、落札の日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

十 予約完結権の譲渡

売買契約に関する予約完結権は、第三者に譲渡してはならない。

十一 契約書の作成の要否 要

十二 その他

入札説明会及び現地説明会に不参加の者が入札した場合は、当該説明会における説明事項については、了知しているものとみなす。

十三 問い合わせ先 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県総務部総務学事課総務・公有財産グループ 電話番号〇八七―八三二―三〇七四

●香川県公告第七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年一月三十日認可した。

平成十六年二月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 塚下地区
〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 原下地区

●香川県公告第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模） 沖代池地区）計画を平成十六年二月三日定めた。

その関係書類を東かがわ市事業部経済課において平成十六年二月十九日から同年三月十日まで縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模） 二つ池地区）計画を平成十六年二月三日定めた。

その関係書類をさぬき市産業経済部土地改良課において平成十六年二月十九日から同年三月十日まで縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模） 黒田新池地区）計画を平成十六年二月三日定めた。

その関係書類を山本町産業振興課において平成十六年二月二十日から同年三月十一日まで縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模） 上池地区）計画を平成十六年二月三日定めた。

その関係書類を三野町建設課において平成十六年二月二十日から同年三月十一日まで縦

覧に供する。

平成十六年二月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模） 新池地区）計画を平成十六年二月三日定めた。

その関係書類を大野原町経済課において平成十六年二月二十日から同年三月十一日まで縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模） 蓮池地区）計画を平成十六年二月三日定めた。

その関係書類を豊中町経済課において平成十六年二月二十日から同年三月十一日まで縦覧に供する。

平成十六年二月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

監査委員公表

●香川県監査委員公表第2号

平成15年12月15日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

平成16年2月13日

香川県監査委員	鎌田 守 泰
同	同 名 和 基 延
同	同 同 石 川 稠 治
同	同 同 廣 瀬 員 義

<p>第 1 監査の請求</p> <p>1 請求人 高松市新北町21番14号 矢野 輝雄</p> <p>2 請求書の提出 平成15年12月16日</p> <p>3 請求の内容 請求人提出の住民監査請求書における請求は、「別紙事実証明書（鑑定評価書、起案文書）の記載によると、氏名不詳の香川県職員は、必要もないのに財団法人栗林公園動物園に対して損失補償金の名目で金98,937千円の補償契約を違法又は不当に締結したので、香川県に対して損害を与えることは確実であるから、当該違法又は不当な補償金契約に基づく違法な公金支出の差し止めを求める。財団法人栗林公園動物園と香川県との間には、同動物園の動物等を撤去して平成15年9月末日までに県有土地を引き渡す契約が、既に平成14年8月以前に成立していたのであり、当該契約には補償金の支払い約束は存在しなかったのである。然るに、本件9月に突然、香川県職員は違法又は不当な補償金契約を締結したのである。若し仮に、一定の損失補償金の支払いが必要だと仮定しても、別紙鑑定評価書の記載によると、損失補償金98,937千円の内訳の樹木304本の10,887千円は樹木が有価物である以上、全額を香川県が支払う必要はないのである。自然木を廃棄物として処分するのは不当であるから、自然木の価格相当額は支払う必要のないものであり補償金を支払った場合には、その所有権は香川県が取得すべきものである。財団法人栗林公園動物園は、香川県に対して補償金を請求する権利はなく、香川県は同園に対して補償金を支払う義務はないのである。従って、本件補償契約の締結及びそれに伴う公金支出は、地方自治法第232条第1項、同法第2条第14項、地方財政法第4条第1項の規定に違反するものである。</p> <p>よって、本件請求人は、香川県監査委員が本件補償契約に基づく公金支出の差し止めその他の一切の必要な措置を講ずるよう香川県知事に対して勧告することを求める。」(以上原文のとおり) というものである。(別紙事実証明書省略)</p> <p>4 請求の受理 本件請求は、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。</p>	<p>第 2 個別外部監査契約に基づく監査</p> <p>1 個別外部監査契約に基づく監査の請求 請求人は、「住民監査請求の分野においては従来の監査委員の制度は全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求めざるを得ない。」(以上原文のとおり) として、個別外部監査契約に基づく監査によることを求めたが、本件住民監査請求は、下記理由により、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。</p> <p>2 知事に地方自治法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由(個別外部監査契約に基づく監査によることを相当としない理由) 外部監査制度が設けられた趣旨は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による外部監査を導入することにより、当該団体における監査制度の独立性と専門性を一層充実するとともに、地方公共団体における監査機能に対する住民の信頼を高めることにあるが、この制度は監査委員制度と相反するものではなく、地方公共団体の行政の適正な運営の確保という共通の目的に資する制度であり、両者が相互に機能を発揮することによって地方公共団体の監査機能の全体が充実することが期待されている。</p> <p>本件住民監査請求は、香川県(以下「県」という。)と財団法人栗林公園動物園(以下「財団」という。)との間に締結した補償契約及び同契約に基づく公金の支出に関するものであり、その財務会計上の違法性等についての判断を行うに当たって、特に監査委員の監査に代えて外部の者による判断を必要とし、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと考えられる。</p> <p>第 3 監査の実施</p> <p>1 監査対象事項 県が財団との間に平成15年9月22日付けで締結した補償契約及び同契約に基づく公金支出が違法又は不当な財務会計上の行為であるか否かについて、監査を実施した。</p> <p>2 監査対象部局 商工労働部観光交流局</p> <p>3 請求人による証拠の提出及び陳述 請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成16年1月21日に</p>
---	--

証拠の提出及び陳述の機会を与えたとし、請求人からは、同月9日付け書面により、本件補償金を支出することとなった経緯、同補償金の積算根拠の妥当性、本件使用許可の法的性質及び樹木の評価額について、監査委員は厳格に調査又は検討する必要があるという旨の陳述がなされた。

第4 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと認める。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

商工労働部観光交流局職員から事情を聴取するとともに、関係書類等を調査して、次の事実関係を確認した。

(1) 補償契約を締結するに至った経緯

ア 栗林公園動物園は長い沿革を有するが、昭和31年10月に都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「都公法」という。）が施行されてからは、県は財団に対して都公法第5条第2項に基づき公園施設設置許可を行ってきた。

イ 昭和63年度以降は栗林公園の入園者数の減少傾向が続き、県は、動物園敷地を活用し、栗林公園の活性化を図る必要があると判断し、平成12年ころから財団との間で動物園敷地の返還に向けて本格的な協議を開始した。

ウ 平成13年度に、大型バスを受け入れていた民間駐車場が廃止されたため、県は当該民間駐車場用地を賃借して駐車場として供用しているが、借地期限の定めもあり、大型バスが駐車可能で、かつ、利用しやすい駐車場用地を確保するため動物園敷地返還の早急な実現が必要となった。

エ 平成14年9月12日に、栗林公園動物園の香川一水園長が記者会見し、動物園跡地の有効利用を図るため用地を返還して欲しいとの県の要請を受けて、同年9月末で休園することを正式に明らかにするとともに、飼育動物の移籍交渉などを進め、平成15年9月を目途に用地を返還すると発表した（平成14年9月13日の四国新聞記事）。

オ 平成14年9月27日に開かれた香川県議会本会議において、栗林公園動物園の休園に関連する質問に対して、知事は、「これまで土地の返還を県が要請してきた

経緯等から、適正な補償等についても検討する必要があると考えております。跡地利用等については、栗林公園活性化のための基本プランの策定を進める中で、今年度中を目途に取りまとめたいと存じます。」と答弁した。

カ 平成14年9月30日付けで、財団から、「県からの要請を受けて、平成14年9月末をもって有料入園者の受入れを停止する」ことを理由に、同年10月1日から平成15年3月31日までの間の土地使用料の免除申請があり、県は、平成14年10月28日付けでこれを承認した。

キ 平成15年3月27日付けで、財団から、「平成14年6月29日開催の弊財団理事会決議に基づき同年10月1日以降休園し、かつ県への用地返還目途たる本年9月末日にむけて現在鋭意努力中です。」等の現況についての報告書を添えて、平成15年4月1日から同年9月30日までの間の土地使用料の免除申請があり、県は、同年3月31日付けでこれを承認した。

ク 平成15年9月19日に開かれた香川県議会本会議において、栗林公園の整備などについての質問に対して、知事は、「最近の他の動物園の閉園に伴い、動物の移転をめぐる環境が悪化したことや、動物への負担が大きいため夏場の移動を避ける必要もあって、動物園から返還期限の延長の申し入れがありました。県としては、これらの事情や施設の除却期間も勘案し、土地返還の期限を来年3月末までとする方向で、詰めの交渉を行っているところであります。」と答弁した。

ケ 県は、財団と協議の結果、動物園敷地の明渡期限を平成16年3月31日とするこ と、及び補償内容について合意に達し、平成15年9月16日に観光交流局長の決裁を経て、同月22日付けで本件補償契約を締結した。

コ 平成15年9月25日付けで、財団から、「県への用地返還に向けて作業を行うための許可申請である」ことを理由に、同年10月1日から平成16年3月31日までの間の公園施設設置許可申請と同期間の土地使用料の免除申請があり、県は、平成15年9月30日付けで設置許可をするとともに、土地使用料の免除を承認した。

(2) 栗林公園の活性化

ア 県は、平成15年3月6日に開かれた香川県議会経済委員会で、栗林公園動物園の跡地整備計画を含む栗林公園の将来プラン案を発表した。同将来プラン案は、「動物園跡地は、駐車場を中心に物産販売棟、管理棟などを整備。東門からの人

の往来が活発になるよう機能的な空間をつくり出す。」ものである(同月7日の四国新聞記事)。

イ 栗林公園動物園の跡地整備については、栗林公園が特別名勝に指定されていることから文化庁の許可が必要である。このため、県は、動物園跡地利用も含めた栗林公園の活性化のための基本プランである「特別名勝栗林公園保存並びに活用基本計画」を策定し、平成15年5月に文化庁に提出した。

ウ 県は、この計画に基づき、平成15年度から、栗林公園東門周辺再整備事業を実施することとしている。この事業は、動物園の跡地を中心とした東門周辺において駐車場や物産売場機能及び事務所機能の整備をしようとするものであり、事業費には、財団に対する補償金98,937,000円が含まれている。

エ 栗林公園動物園の跡地利用を含む整備内容を協議する栗林公園東門周辺再整備検討委員会の第1回会議が平成15年11月11日に、第2回会議が同年12月26日に開催された。

(3) 補償契約の内容

本件補償契約の内容の要旨は、次のとおりである。

ア 県が施行する栗林公園東門周辺再整備事業の実施に伴って損失を受ける財団と県との間に、平成15年9月22日付けで締結した補償契約であること。

イ 県は、建物、工作物、機械、設備及び樹木(以下「建物等」という。)について生ずる損失の補償として、総額98,937,000円を財団に支払うものとする。

ウ 財団は、平成16年3月31日までに、栗林公園内の公園施設設置許可を受けた施設敷地内から財団の所有又は管理する動物を移転させるとともに、建物等を撤去して動物園敷地を県に明け渡すべきこと。ただし、財団に責めなく動物の移転に関して不測の事態が生じたときは、双方協議のうえで明渡期限を延長することができること。

エ 財団は、建物等に対する補償金の支払について、総額98,937,000円を次表のとおり県に請求することができること。ただし、第2回及び第3回については、次表の請求条件に掲げる作業を完了したことを県が確認した後でなければならぬこと。県は、財団から請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に請求に係る金額を財団に支払うべきこと。

区 分	請求可能金額	請求条件
第1回	40,000,000円	本契約の締結
第2回	29,000,000円	財団による保有動物の動物園敷地からの移転
第3回	29,937,000円	財団による建物等の動物園敷地からの撤去

オ この契約は、財団が基本財産の処分について香川県教育委員会の承認を受けたときに、効力を生ずること。

(4) 補償の根拠

ア 財団は、県の要請に基づいて建物等を撤去することになった。

イ 都公法第12条第1項では、都公法に基づき許可を受けた者が自己の責めに帰すべき事由なく許可を取り消されたことにより損失を受けたときは、公園管理者は通常受けるべき損失を補償しなければならないものとされている。

ウ 財団は、その前身である個人動物園の経営者が昭和4年に土地使用許可を受けて以来、栗林公園内で動物園を運営し、昭和26年に財団法人組織に変更、昭和31年10月に都公法が施行されてからは、都公法第5条第2項に基づく公園施設(教養施設としての動物園)設置許可を受けて事業を継続しており、この間には施設整備にも投資を行ってきた。

エ 財団に対する公園施設の設置許可期間は、これまで1年間(平成12年4月から6月間)という短期間の許可が長期間にわたり更新されてきている。

オ 設置許可の目的・態様からして許可期間が不相応に短い場合には、当該許可は、一般的には更新が予定されているものと解される(秋田地裁昭和47年4月3日判決、福島地裁会津若松支部昭和50年9月17日判決参照)。

カ そこで、県は、県の公益上の必要性から財団の責めに帰すべき事由なく許可を更新しない場合は、許可の取消しの場合に準じ、都公法第12条第1項の規定を類推適用して、財団が通常受けるべき損失を補償する必要があると判断した。

(5) 補償金額の算定

ア 協議 都公法第12条第2項では、損失補償は、公園管理者と損失を受けた者が協議して定めることとされている。

イ 補償の対象
 本件補償契約に係る起案文書によれば、補償の対象は、動物園の敷地内に存する建物等の現在価値とし、それ以外の動物に関する補償や営業補償、施設撤去費等は補償しないこととしている。

ウ 補償対象物件の評価方法

県は、補償対象物件の現在価値を客観的かつ公正に評価するため、平成14年11月13日付けで不動産鑑定士に鑑定評価を依頼し、平成15年1月10日付けで鑑定評価書が提出された。鑑定評価の結果は次表のとおりである。

(価格時点：平成15年1月1日)

所在及び地番	種類	数量	鑑定評価額
高松市栗林町1丁目 1564番地2のうち	建物・工作物	延5,009.24㎡	80,292,000円
	機械・設備	30種	7,758,000円
	樹木	304本	10,887,000円
計			98,937,000円

エ 樹木の補償

ウのうち、樹木の評価方法等は、次のとおりである。

(ア) 栗林公園関係面等を参考にした結果、動物園敷地内の樹木を、財団の前身である個人動物園開設以降に動物園側が植栽したものと判断される財団所有の樹木と栗林公園の樹木とに区分し、財団所有の樹木304本を補償の対象とした。

(イ) 財団所有の樹木には、サンゴジュ、ウバメガシ、ニセアカシア、シユロ、マサキ、ベッコウアオキ、マツ、クス等38の樹種があり、これらの樹木は、景観を整える目的で動物園敷地内に分散して植栽されていることから、風致木に該当するものとして評価した。

(ウ) 県は、四国地区用地対策連絡協議会発行の物件移転等標準書の風致木の伐採補償単価表及び財団法人建設物師調査会発行の建設物師の造園材単価を参考に不動産鑑定士が評価した結果に基づき、樹木の補償額を決定した。

(エ) なお、樹木の補償に当たり、売却益を評価して補償額を算定するのは、スギ

ヒノキなどの利用材の用材林に限られており、風致木の場合は通常行わない。

(6) 予算措置

県は、鑑定評価の結果に基づき、平成15年度当初予算に補償金として98,937,000円を計上し、平成15年2月開会の香川県議会において原案のとおり議決を経た。

(7) 補償金の第1回支払

本件補償契約は、財団が平成15年9月30日付けで基本財産の処分について香川県教育委員会の承認（本件補償契約第7条）を得たことにより、効力を生じた。

平成15年10月27日付けで財団から第1回の請求があり、県は、前金払（香川県会計規則第77条第4号）により、平成15年11月17日に40,000,000円を財団に支払った。

2 監査委員の判断

(1) 県の損失補償について

財団は、昭和31年10月に都公法第5条第2項に基づく公園施設設置許可を受けるなどにより長年にわたり栗林公園内で動物園事業を継続して行っている。この間には施設整備にも投資をしており、公園施設設置許可を更新しない場合には、これらの財産の現在価値分の損失を受けることとなる。このため、公園管理者である県が財団に対して公園施設の設置許可を更新しない場合は、都公法第11条第2項の規定により許可を取り消されたときに準じて、都公法第12条第1項を類推適用して、財団が通常受けるべき損失に該当する範囲の補償をすべきもの（横浜地裁昭和53年9月27日判決参照）と判断したことは、相当である。

(2) 補償内容及び補償契約締結に至る手続について

県は、財団が通常受けるべき損失の補償として、補償の対象を栗林公園動物園の敷地内に存する建物等の現在価値に限定していること、補償金額の算定は不動産鑑定士の鑑定評価に基づき行っていること、補償金額は議会の議決を経て予算化されていること、補償内容は都公法第12条第2項に基づき財団と協議して決定していること、補償契約は適正な手続により締結されていることから、本件補償契約の締結が違法又は不当な財務会計上の行為であるとする事由は認められない。

(3) 補償契約に基づく公金支出について

ア 本件補償契約に基づいて、財団からの請求により、平成15年11月17日に、第1回として40,000,000円を支出したが、これは、香川県会計規則等に基づき適正に

行われており、違法又は不当な点は認められない。

イ なお、本件補償契約の締結が違法又は不当であると思料するに足る相当な理由は認められなかったので、本件補償契約に基づく公金支出を暫定的に停止すべきことを勧告する(地方自治法第242条第3項)ことはしなかった。

以上のことから、本件補償契約の締結及び同契約に基づく公金支出が違法又は不当な財務会計上の行為に該当するものとは認められず、同契約に基づく公金支出の差止めを求める請求人の主張には理由がないものと判断する。

3 意見

栗林公園動物園の敷地の返還期限は、当初、平成15年9月末とされていたが、動物の移転をめぐる環境の悪化などにより、平成16年3月末に延長されたところである。栗林公園の活性化のためにも、県と財団との間で締結された本件補償契約に基づく栗林公園動物園の動物の移転等が円滑に行われて、期限内に動物園敷地が返還されるよう、関係者の一層の努力を望むものである。